

地域再生法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○地域再生法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>2 (地域再生計画とこれに関連する計画の統合) 政府は、地域再生に関する施策とこれに関連する施策との連携の一層の強化を図ること並びに国及び地方公共団体を通じて行政の効率化及び一体化を図ることの重要性に鑑み、この法律の施行後一年以内に、この法律による改正後の地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画に同法別表の上欄に掲げる計画を統合するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 (検討) 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内に、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (施行期日) (同上)</p> <p>2 (新設) (検討) (同上)</p>